

平成29年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：審査調整課
 担当名：審査調整第一担当
 内線：6455

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B1	労働委員会の運営		一般会計	労働費	労働委員会費	委員会費	経常費	
事業期間	昭和21年度～	根拠法令	労働組合法、労働関係調整法、個別的労使紛争解決促進法、地方自治法ほか			宣言項目		
					分野施策			
1 事業概要			5 事業説明					
労働委員会は、労使関係の安定・正常化のため、労働組合等と使用者の間における労使紛争の解決に当たる機関である。労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁により労使双方の話し合いを取り持ち、歩み寄りによる解決を図る。）や、不当労働行為の審査（労働組合に対する違法な圧力等の有無を判定し救済命令を出す。）などを行っている。また、知事から委任を受け、非常勤のあっせん員を委嘱して、個々の労働者と使用者との間の労使紛争のあっせん（個別的労使紛争のあっせん）を行っている。委員会運営全般に要する経費である。 (1) 労働委員会の運営 △979千円 あっせん回数が当初の見込みを下回ることによる報酬等の減			(1) 事業内容 あっせん員(3名)の非常勤報酬(1日 10,800円) 旅費その他経費 (2) 事業計画 労働争議の調整(あっせん等) 20件 不当労働行為の審査 10件 個別的労使紛争のあっせん(個別あっせん) 20件 定例総会等の開催 34回 ブロック会議ほか連絡会議等への出席 12回 労働委員会制度の広報 (3) 事業効果 労働組合等と使用者との間の労働争議の調整、労働組合に対する不当労働行為の審査、個々の労働者と使用者との間の個別的労使紛争のあっせんなどにより、労使関係の安定・正常化が図られる。 (4) 補正予算の概要 (1) 労働委員会の運営：あっせん回数が当初の見込みを下回ることによる報酬等の減額					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 なし								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	補正後の 予算額
決定額	△979						△979	2,297
現計額	3,276						3,276	